

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会
茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会が、成年後見制度の普及を図るため、茅野市、富士見町及び原村（以下「3市町村」という。）より委託を受け、茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター（以下「センター」という。）の事業を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の方針)

第2条 この事業は、知的障害、精神障害及び認知症などにより判断能力が十分でない者及び将来の判断能力の低下に備えたい者が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図るものとする。

(名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター
- (2) 所在地 茅野市塚原二丁目5番45号 茅野市ひと・まちプラザ内

(開設日等)

第4条 センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 開 設 日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談、利用支援に関すること。
- (2) 成年後見制度等の普及及び啓発に関すること。
- (3) 成年後見人等の担い手支援に関すること。
- (4) 日常生活自立支援事業との連携に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事業。

(利用者)

第6条 センターの利用者は、3市町村内に居住する者又は3市町村内に住民登録のある者とする。ただし、3市町村内に居住していた者のうち、措置等により3市町村外に入院、入所したものは可能な限り事業の対象とする。

(職員)

第7条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 次長
- (3) 担当
- (4) その他センター業務遂行に当たって必要とされる職員

(守秘義務等)

第8条 職員並びにセンターの運営に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で個人情報を使用する場合は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に処理しなければならない。

(運営委員会)

第9条 センターの円滑な運営に資するため、茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター運営委員会（次項において「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成29年12月5日）

この規程は平成29年4月1日から施行する。